

令和5年度 荒川区立中学校

学校案内

入学するまで大切に保管してください。
入学しない方の必要な手続きも案内があります。

区立中の新1年生保護者会は→93ページ
私立等に就学の届出→22ページ



あらみい



あら坊

荒川区教育委員会

目次

【はじめに】

保護者のみなさまへ	1
あらかわの学校教育	2
特別支援学級等	6

【学校選択から入学校決定まで】

通学区域・学校位置図	8
区立中学校一覧	10
入学までの流れ	12
学校選択制度	14
希望校申込書の提出の流れ	16
公開抽選	18
入学校の決定から入学まで	20

【区立中学校に入学しない方や、申請が必要な手続きなど】

各種手続きのご案内	22
新入学に関するQ&A	26

【学務課宛の郵送について(宛名用紙)】

【各学校の紹介】

第一中学校	30	第九中学校	60
第三中学校	36	尾久八幡中学校	66
第四中学校	42	南千住第二中学校	72
第五中学校	48	原中学校	78
第七中学校	54	諏訪台中学校	84

【部活動一覧】

【学校公開、新1年生保護者会】

学校公開について	92
新1年生保護者会	93

要チェック!



*生徒数、学級数及び教職員数は、令和5年5月1日現在のものです
*各学校の部活動等は、令和5年度のものを紹介しています

保護者のみなさまへ

荒川区では、区の目指すべき将来像として「幸福実感都市 あらかわ」を掲げた基本構想を策定し、今後実現すべき姿として六つの都市像を示しました。この一つに「子育て教育都市」があります。

この「子育て教育都市」の実現に向け、「荒川区教育に関する大綱」において「未来を拓きたくましく生きる子どもの育成」を基本理念として掲げるとともに、平成29年3月に改訂した新たな「荒川区学校教育ビジョン」に基づき、子どもたちが将来への夢や希望を持って主体的に学ぶことができるよう、学校教育の一層の充実に取り組んでいます。

小中学校の全校で「あらかわ寺子屋」「習熟度別学習」「荒川区独自の学力向上のための調査」「特色ある学校づくり」「小中学校英語教育の推進」「学校図書館の充実」「算数・国語大好き推進事業」などの教育改革を積極的に推進するとともに、「学校パワーアップ事業」として各学校が「学力向上マニフェスト」を掲げ、創意工夫による特色を發揮し、さらに充実させる取り組みを行っています。また、平成26年度からは、小中学校に既に導入している電子黒板に加え、全国に先駆けてタブレットPCを導入し、ICT教育の充実と21世紀型能力の育成に取り組んでいます。

さらに、オンライン学習にも対応できるよう、タブレットPCの一人1台体制を実現するほか、必要に応じてモバイルルーターの貸出しを行うことにより、家庭学習の充実を図るなど、いかなる状況においても学習の機会を確保できるよう活用を図っています。

学校教育を活性化するために重要な事業の一つが、学校選択制度です。この制度は、住所によって入学校が決まる「通学区域制度」を弾力的に運用することにより、保護者や子どもたちの選択を最大限尊重して、入学する中学校を決める仕組みです。子どもたちが自分に適した学校で、意欲を持って学習活動や学校行事に取り組み、一人ひとりの可能性を伸ばして豊かな感性や創造力を育み、社会的自立の基礎を培うために、この学校選択制度をご活用いただければと存じます。

この「学校案内」は、学校を選択する際の参考となるよう、あらかわの学校教育の内容をはじめ、各学校の基本的なデータや特色等を掲載しています。この学校案内のほかにも、各学校のホームページに学校の特色を掲載するなど、様々な方法で学校情報の提供をしています。

保護者の皆様におかれましては、こうした情報や機会を活用され、お子様が通う中学校を選ぶ中で、将来の夢や目標をお子様と一緒に考え、話し合っていただくことを願っております。

荒川区教育委員会

あらかわの学校教育

21世紀を生きる子どもたちが、将来への夢や希望をもって、主体的に学び、育つよう、荒川区の学校教育目標を『未来を拓きたくましく生きる子どもを育成する』として、「子ども一人ひとりのよさを伸ばし、学ぶ力を高める」、「多様性を尊重し、豊かな感性や創造力を育む」、「基本的な生活習慣を形成し、健全な心身を培う」の3つの視点から様々な取組を進めています。

1 学力向上に向けた取組

学校図書館の活用

子どもたちの想像力を培い、学習に関する興味・関心等と呼び起こし豊かな心を育む「読書活動」、また、子どもたちの自主的、自発的な学習活動を支援するとともに情報の収集・選択・活用能力を育成する「授業での学校図書館の活用」に取り組んでいます。

図書や読書指導に関する知識・技術をもつ「学校司書」の全校配置や、保護者等のボランティアの協力により、学校図書館の充実を図っています。



ICT機器の活用

全普通教室に設置されている電子黒板や一人1台体制で導入したタブレットPCを、効果的に活用した質の高い授業を展開しています。また、デジタルコンテンツ等を活用した家庭学習によって、確かな学力の定着を図っています。

情報活用能力の育成により、子どもたちが、主体的に学習に取り組む力を身に付け、変化の激しい社会、予測が困難な時代をたくましく生き抜くために必要とされる21世紀型能力を育てます。



習熟度別指導

英語・数学において、少人数・習熟度別指導を全ての区立中学校で実施しています。生徒の習熟の程度に応じた学習集団を編制し、生徒一人ひとりが基礎・基本を確実に身に付け、「分かる喜び」と「伸びる喜び」を実感できる授業を目指しています。



普段のクラスとは別に、習熟の程度に応じた学習集団を編制し、子どもの学習状況に応じたきめ細かい指導を行っています。

あらかわ寺子屋の実施

ティーチングアシスタント（教員志望等の学生）や補充学習指導員（教員免許保持者）により、始業前や放課後など週1回程度の補充学習を実施し、基礎・基本の習得、主体的な学習態度の育成に取り組んでいます。

英語教育

小学校1年生から中学校3年生までの9年間にわたる系統的・計画的な英語教育の充実により、国際コミュニケーション能力を高め英語力の育成を目指した授業を実施しています。全区立中学校に外国人英語指導員（NEA）を常時配置し、日常的な英語によるコミュニケーションができる環境を整えています。

ワールドスクールの実施

中学校2・3年生の希望者が、秋田市の国際教養大学を訪問します。英語によるコミュニケーションやプレゼンテーション活動を通して、英語を話すことへの自信をもちます。

学力向上のための調査

生徒一人ひとりの学習の成果を検証するために、すべての中学校で区独自の「学力向上のための調査」を実施しています。各中学校及び教育委員会において、成果と課題について分析を行うとともに、具体的な対応策や授業改善を検討し、学力の向上に向けた取組を進めています。

各種コンクールの開催

「小論文コンテスト」、「荒川区図書館を使った調べる学習コンクール」、「お弁当レシピコンテスト」を実施しています。

夏休みの教育活動

生徒一人ひとりの状況に応じて、通常の授業で学んだ内容が確実に定着するよう取り組んだり、興味や関心に応じた体験的な学習に取り組んだりできるよう、夏休みに、補充学習の指導や、学校図書館の施設開放等の教育活動を行っています。

2 地域と学校が一体となった取組

専門的な技能の体験

区内の伝統工芸の職人、箏や和太鼓の演奏家等を招いて、実際にその技術を見たり、体験したりすることで、生徒が学ぶことの楽しさを実感するとともに、自分たちが暮らす地域への誇りと愛情を培っています。

勤労留学

第2学年の生徒一人ひとりが、地域の商店や公共施設などで働く体験を通して、働くことの尊さや厳しさを実感したり、福祉施設等でボランティア体験をし、様々な人と共に生きるために必要なことを学んだりする勤労留学を、全ての区立中学校で実施しています。



職業観や勤労観を育成するために実際の社会の中で働くことを体験することで、社会の一員であることを実感します。

3 個に応じた取組

スクールカウンセラーの配置

子どもが気軽に相談できる体制を充実するために、各学校にスクールカウンセラーが巡回し、問題の解決や未然防止に向けて、本人や家庭に積極的に働きかけていくことで改善を図ります。

適応指導教室の開設

学校を休みがち、あるいは学校に行けない児童生徒のうち、小集団での指導が適切と思われる児童生徒に、登校意欲を高め、在籍校への復帰や社会的自立を促すことを目的に学習やスポーツ等の活動の場を提供しています。

教育相談室の設置

子どもの性格や行動、学校生活、子育て等に関する様々な悩みに対して、早期発見・早期対応ができるよう、電話や来所で相談に応じます。また、ビデオ通話によるオンライン相談も実施しています。

電話でのご予約

教育相談室 03-3801-4338

オンライン相談 070-1579-5250

【問い合わせ先】

荒川区立教育センター

場所 荒川区荒川 3-49-1

(生涯学習センター内)

電話番号 03-3802-5720

はーとふるにほんごてきおうしどう がいこく き こ にほんご おし ハートフル日本語適応指導（外国から来た子どもに日本語を教えます）

こどもが、にほんごを はなしたり かいたりできないときは、にゅうがく がっこう せんせい
「日本語指導」を申し込んでください。にほんご べんきょう むりよう
日本語の勉強が無料でできます。

4 特別支援教育の取組

固定学級

区立中学校のうち、第一中学校・第三中学校・第四中学校・尾久八幡中学校の4校に、知的障がい固定学級を設置し、個に応じた教育課程に基づく指導を行っています。

特別支援教室

令和3年4月から全区立中学校に特別支援教室を設置しています。

通常の学級に在籍しながら、在籍校の特別支援教室に通室し、巡回指導教員と在籍校の担任が協働して生徒の集団適応能力の伸長を図ります。

特別支援学級等への入級は、区の就学相談を経て決定します。
詳しくは、6ページをご覧ください。

5 安全確保への取組

学校情報配信システム

子どもの安全にかかわる情報などを、学校から保護者の携帯電話等に迅速にメール配信します。日常の学校行事等の情報についても学校と保護者の情報連絡手段として、学校ごとに配信をしています。

全校に防災部の設置

平成27年度に「助けられる人から助ける人へ」という意識及び思いやりの心の醸成を図り、将来、防災活動のみならず、地域活動に貢献できる防災ジュニアリーダーを育成することを目的として、区立中学校全校に防災部を設置し、様々な活動を実施しています。

特別支援学級等

生徒の障がいの状態や発達状況に応じて、子どものもつ可能性を伸ばし、社会生活に積極的に参加できるようにするための教育の場として、区立の特別支援学級や都立特別支援学校が設置されています。

知的障がい学級（固定学級）

○ 個に応じた指導

生徒の実態や発達段階に合わせた個別指導計画を作成して、一人ひとりに応じた適切な教育を進めます。

生徒が自ら意欲をもって学ぶことができるように、個別指導やグループ指導をきめ細かく行い、自立に向けた学習の基礎を培います。

○ 生活指導

家庭と十分に連携し、日常生活に必要な基本的な生活習慣を身に付け、集団での活動に参加するために必要な能力を高めていきます。

○ 交流活動

運動会や遠足などへの参加、集会活動や部活動、委員会活動などで通常学級の生徒との交流等を積極的に進めていきます。

学校名（学級名）	所在地	電話番号
第一中学校（六組）	荒川区荒川 1-30-1	03-3891-8354
第三中学校（三組）	荒川区南千住 8-10-1	03-3801-5808
第四中学校（D組）	荒川区荒川 6-57-1	03-3895-7334
尾久八幡中学校（六組）	荒川区西尾久 3-14-1	03-3893-7776

※知的障がい学級（固定学級）は、この4校から選択できますが、通学の安全面から自宅近くの学校を推奨しています。

特別支援教室

区立中学校では、令和3年4月から全校に特別支援教室を設置しています。

特別支援教室とは、これまで通級指導学級で行ってきた発達障がい生徒の指導を、すべての中学校に設置した特別支援教室で行うものです。拠点校（第五中学校・第九中学校）の発達障がい教育を担当する教員が、各中学校を巡回して指導を行い、課題に沿った授業を在籍校で行います。生徒の能力や障がいの程度に合わせた学習課題を作成して細かいステップで指導を行い、集団でのコミュニケーション学習やソーシャルスキル学習、運動、創作活動などをおし、コミュニケーション能力を育てていきます。

特別支援教室では、巡回指導教員と在籍学級担任が協働し、在籍学級の中で有意義な学校生活を送ることができるよう、能力を伸ばしていきます。

拠 点 校	第五中学校	第九中学校
巡 回 校	第一中学校 第三中学校 南千住第二中学校 諏訪台中学校	第四中学校 第七中学校 尾久八幡中学校 原中学校

就学相談

就学相談は、特別な支援を要する生徒の可能性を最大限に発揮できる適切な教育の場を、保護者の方と一緒に考えていくところです。

特別支援教育が必要と思われる生徒や入学についてご心配な方は、就学相談をお受けください。

また、区立特別支援学級（固定）や特別支援教室の入級入室、都立特別支援学校への入学を希望される場合も、就学相談をお受けください。

教育センター特別支援教育係へお申込みください。

（期間：10月31日まで）

問い合わせ・申し込み

荒川区立教育センター

場所 荒川区荒川3-49-1（生涯学習センター内）

☎ 03-3802-3111（内線3334・3335）

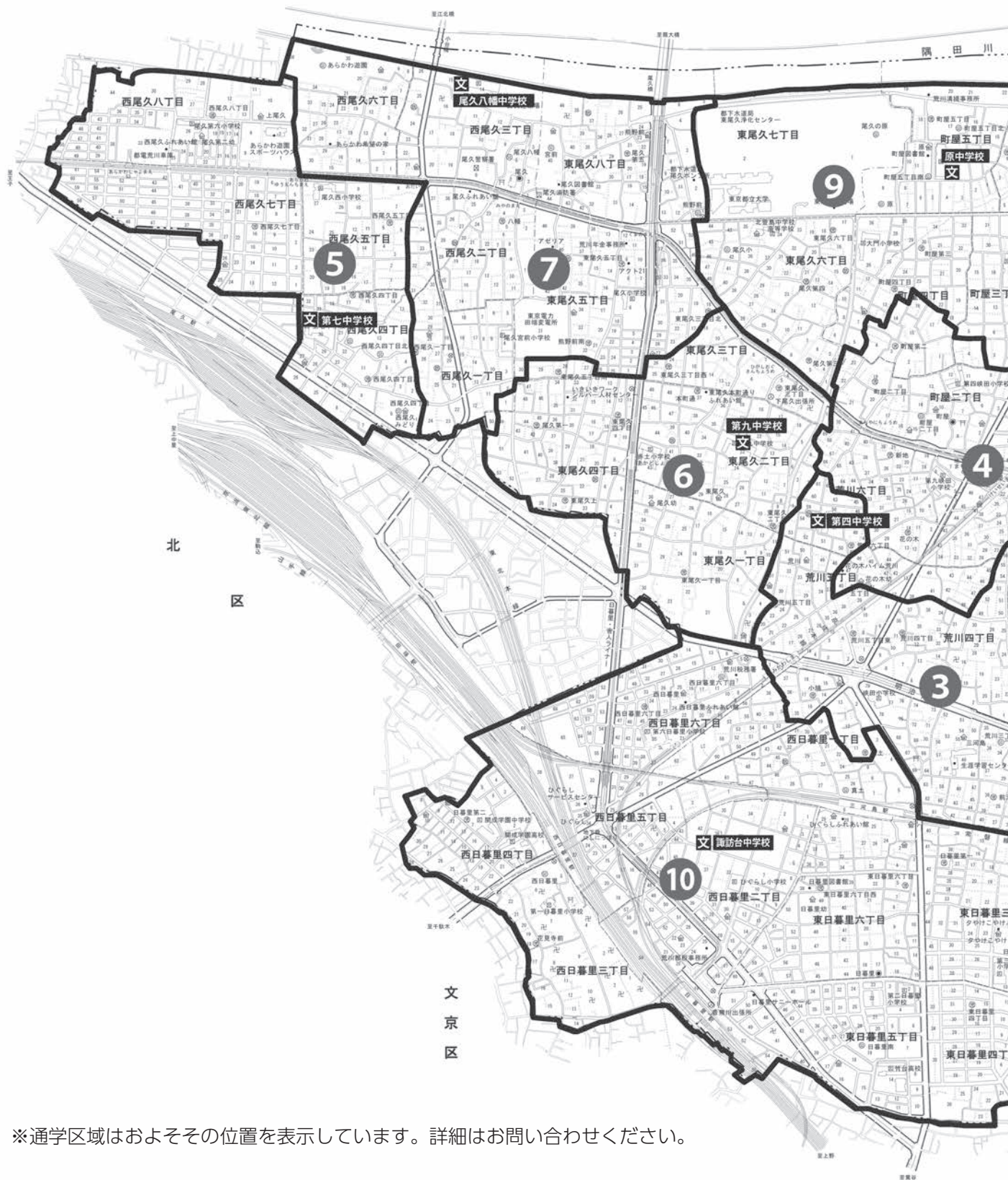
学校選択に伴う提出書類について

就学相談を申し込まれた方についても、必ず期限内に「希望校申込書」をご提出ください。

【記入方法】

- ① 通常の学級を希望（支援学級と迷っている場合を含む）⇒ 希望する通常の学級の学校名
- ② 特別支援学級に入学を希望 ⇒ ○○学校（特別支援学級）
- ③ 都立支援学校に入学を希望 ⇒ 都立○○支援学校

通学区域・学校位置図



※通学区域はおよその位置を表示しています。詳細はお問い合わせください。

中学校通学区域	
①	第一中学校
②	第三中学校
③	第四中学校
④	第五中学校
⑤	第七中学校
⑥	第九中学校
⑦	尾久八幡中学校
⑧	南千住第二中学校
⑨	原中学校
⑩	諏訪台中学校



※この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1
 地形図を利用して作成したものである。
 (承認番号) 5都市基交著第27号

区立中学校一覧

生徒・学級数は令和5年5月1日現在

校番号	校名	所在地	電話番号	FAX番号	QRコード			合計	1学年	2学年	3学年	特別支援学級							
						生徒数	男	女	学級数										
1	だいいち 第一	所在地	荒川1-30-1	03-3891-8354	03-3801-9818				331	102	110	90	29						
		受入可能生徒数	ホームページアドレス				男	女	179	152	61	41	57	53	38	52	23	6	
		133	https://www.aen.arakawa.tokyo.jp/ARAKAWA-1-J/						13	3	3	3	4						
2	だいさん 第三	所在地	南千住8-10-1	03-3801-5808	03-3801-9819				492	147	154	182	9						
		受入可能生徒数	ホームページアドレス				男	女	258	234	79	68	78	76	94	88	7	2	
		133	https://www.aen.arakawa.tokyo.jp/ARAKAWA-3-J/						16	5	4	5	2						
通学区域内の生徒のみ																			
3	だいやん 第四	所在地	荒川6-57-1	03-3895-7334	03-3819-6815				303	99	83	100	21						
		受入可能生徒数	ホームページアドレス				男	女	154	149	53	46	39	44	54	46	8	13	
		99	https://www.aen.arakawa.tokyo.jp/ARAKAWA-4-J/						12	3	3	3	3						
4	だいが 第五	所在地	町屋1-37-16	03-3895-1283	03-3819-6816				265	80	83	102	-						
		受入可能生徒数	ホームページアドレス				男	女	137	128	43	37	38	45	56	46	-	-	
		99	https://www.aen.arakawa.tokyo.jp/ARAKAWA-5-J/						9	3	3	3	-						
5	だいしち 第七	所在地	西尾久4-30-28	03-3894-6623	03-3810-9725				223	66	71	86	-						
		受入可能生徒数	ホームページアドレス				男	女	112	111	35	31	37	34	40	46	-	-	
		99	https://www.aen.arakawa.tokyo.jp/ARAKAWA-7-J/						7	2	2	3	-						
6	だいきゆう 第九	所在地	東尾久2-23-5	03-3892-7834	03-3819-6818				187	58	46	83	-						
		受入可能生徒数	ホームページアドレス				男	女	107	80	37	21	25	21	45	38	-	-	
		99	https://www.aen.arakawa.tokyo.jp/ARAKAWA-9-J/						7	2	2	3	-						
7	おぐはちまん 尾久八幡	所在地	西尾久3-14-1	03-3893-7776	03-3810-9726				409	131	134	122	22						
		受入可能生徒数	ホームページアドレス				男	女	208	201	55	76	69	65	68	54	16	6	
		166	https://www.aen.arakawa.tokyo.jp/OGUHACHIMAN-J/						15	4	4	4	3						
8	みなみせんじゆだい 南千住第二	所在地	南千住7-25-1	03-3891-8532	03-3801-9824				427	132	152	143	-						
		受入可能生徒数	ホームページアドレス				男	女	220	207	67	65	90	62	63	80	-	-	
		199	https://www.aen.arakawa.tokyo.jp/MINAMISENJU2-J/						12	4	4	4	-						
9	はら 原	所在地	町屋5-12-6	03-3895-6495	03-3819-6819				265	92	83	90	-						
		受入可能生徒数	ホームページアドレス				男	女	123	142	42	50	39	44	42	48	-	-	
		133	https://www.aen.arakawa.tokyo.jp/ARAKAWA-HARA-J/						9	3	3	3	-						
10	すわだい 諏訪台	所在地	西日暮里2-36-8	03-3891-6115	03-3801-9820				475	151	167	157	-						
		受入可能生徒数	ホームページアドレス				男	女	251	224	75	76	90	77	86	71	-	-	
		166	https://www.aen.arakawa.tokyo.jp/SUWADAI-J/						14	5	5	4	-						

通学区域一覧表(平成26年度から)

町	丁目	番号	小学校	中学校
南千住	1	1 ~ 13	第六瑞光小学校	第一中学校
		14 ~ 59	瑞光小学校	
	2	全域	第二瑞光小学校	南千住第二中学校
		1 ~ 12	第三瑞光小学校	
	3	13 ~ 41	汐入小学校	第三中学校
		1 ~ 8	第三瑞光小学校	
	4	9	汐入小学校	南千住第二中学校
		1 ~ 11	第二瑞光小学校	
		12 ~ 13	第三瑞光小学校	
		14 ~ 41	第二瑞光小学校	
42 ~ 44		第三瑞光小学校		
5	1 ~ 37	瑞光小学校	第一中学校	
	38 ~ 71	第三瑞光小学校		
6	全域	第三瑞光小学校	南千住第二中学校	
	1 ~ 5	汐入小学校		
7	6 ~ 18	汐入東小学校	第三中学校	
	1 ~ 2	第三峡田小学校		
荒川	1	3 ~ 30	第六瑞光小学校	第一中学校
		31	瑞光小学校	
		32 ~ 33	第三峡田小学校	
		34 ~ 39	第六瑞光小学校	
		40 ~ 58	第三峡田小学校	
	2	1 ~ 3	第二峡田小学校	第一中学校
		4		第四中学校
		5		第一中学校
		6		第四中学校
		7		第一中学校
8		第四中学校		
9 ~ 20		第一中学校		
21		第四中学校		
22 ~ 30		第一中学校		
31 ~ 33		第四中学校		
3	1 ~ 6	第三峡田小学校	第一中学校	
	7 ~ 10	峡田小学校	第四中学校	
	11 ~ 12	第三峡田小学校	第一中学校	
	13 ~ 19	峡田小学校	第四中学校	
	20 ~ 21	第三峡田小学校	第一中学校	
4	22 ~ 79	峡田小学校	第四中学校	
	1 ~ 3	第二峡田小学校	第四中学校	
	4 ~ 15	峡田小学校		
	16 ~ 31	第二峡田小学校		
	32 ~ 38	峡田小学校		
39 ~ 48	第九峡田小学校			
5	49 ~ 56	第二峡田小学校	第四中学校	
	1 ~ 11	峡田小学校		
	12 ~ 13	第九峡田小学校		
	14 ~ 28	峡田小学校		
	29 ~ 34	第九峡田小学校		
6	35 ~ 36	峡田小学校	第四中学校	
	37	第九峡田小学校		
	38 ~ 39	峡田小学校		
	40 ~ 47	第九峡田小学校		
	48 ~ 51			
1 ~ 44				
45 ~ 63				
64 ~ 70				
7	1 ~ 4	第二峡田小学校	第一中学校	
	5 ~ 6		第五中学校	
	7 ~ 9		第一中学校	
	10 ~ 14		第五中学校	
	15 ~ 16		第四峡田小学校	
8	17 ~ 50	第九峡田小学校	第一中学校	
	1 ~ 24	瑞光小学校		
町屋	1	1 ~ 9	第四峡田小学校	第五中学校
		10	第七峡田小学校	
		11 ~ 29	第四峡田小学校	
		30 ~ 38	第七峡田小学校	
	2	全域	第四峡田小学校	原中学校
		1 ~ 3	第五峡田小学校	
	3	4	第四峡田小学校	第五中学校
		5 ~ 31	第五峡田小学校	原中学校
		1 ~ 4	第四峡田小学校	第五中学校
		5 ~ 13	大門小学校	原中学校
14 ~ 17		第四峡田小学校	第五中学校	
18 ~ 24		第五峡田小学校	原中学校	
25 ~ 28		大門小学校		
29 ~ 34		第五峡田小学校		
35 ~ 36	大門小学校			
4	1 ~ 4	第五峡田小学校	原中学校	
	5 ~ 11	大門小学校		
	12 ~ 17	第五峡田小学校		
	18 ~ 19	大門小学校		
	20 ~ 22	第五峡田小学校		
5	全域	第七峡田小学校	第五中学校	
	1 ~ 8	第三瑞光小学校		

町	丁目	番号	小学校	中学校
東尾久	1	全域	赤土小学校	第九中学校
		2		
	3	1 ~ 16	尾久小学校	尾久八幡中学校
		17 ~ 23		
		24 ~ 26		
		27 ~ 37		
		1 ~ 8		
	4	9 (1~5)	尾久宮前小学校	第九中学校
		9 (6~13)		
		9 (14~15)		
10 ~ 12				
13 ~ 17				
18 ~ 25				
26 ~ 49				
50				
5	1 ~ 26	尾久小学校	尾久八幡中学校	
	27 ~ 29			
	30 ~ 31			
	32 ~ 42			
	43 ~ 46			
6	1 ~ 48	大門小学校	原中学校	
	49 ~ 52			
	53 ~ 54			
7	全域	大門小学校	原中学校	
	55 ~ 58			
西尾久	1	1	尾久宮前小学校	第九中学校
		2 ~ 33		
	2	全域	尾久宮前小学校	尾久八幡中学校
		3		
	3	全域	尾久西小学校	第七中学校
		4		
		5		
		6		
4	1 ~ 24	尾久第六小学校	第七中学校	
	25 ~ 61			
東日暮里	1	1 ~ 8	第六瑞光小学校	第一中学校
		9 ~ 25	第三峡田小学校	
		26 ~ 30	第三日暮里小学校	
		31 ~ 35	第三峡田小学校	
		36 ~ 42	第三日暮里小学校	
	2	1 ~ 2	第三峡田小学校	諏訪台中学校
		3 ~ 16	第三日暮里小学校	
		17 ~ 24	第三峡田小学校	
		25 ~ 38	第三日暮里小学校	
		39 ~ 44	第三峡田小学校	
3	45 ~ 49	第三日暮里小学校	諏訪台中学校	
	1	第三峡田小学校		
	2 ~ 3	第三日暮里小学校		
	4	第三峡田小学校		
	5 ~ 46	第三日暮里小学校		
4	全域	第二日暮里小学校	諏訪台中学校	
	5			
	1 ~ 21			第二日暮里小学校
	22 (1~7)			ひぐらし小学校
	22 (8~13)			ひぐらし小学校
西日暮里	1	22 (14~17)	第二日暮里小学校	諏訪台中学校
		23 (1~4)	ひぐらし小学校	
		23 (5~14)	ひぐらし小学校	
		23 (15)	第二日暮里小学校	
		24 ~ 39	ひぐらし小学校	
	2	40 (1~8)	第二日暮里小学校	諏訪台中学校
		40 (9~20)	ひぐらし小学校	
		40 (21~22)	第二日暮里小学校	
		41 ~ 47	第二日暮里小学校	
		48 (1~5)	ひぐらし小学校	
3	48 (6~12)	ひぐらし小学校	諏訪台中学校	
	48 (13~16)	第二日暮里小学校		
	49 ~ 52	ひぐらし小学校		
	53	第二日暮里小学校		
	54	ひぐらし小学校		
4	55 ~ 60	第二日暮里小学校	諏訪台中学校	
	1 ~ 2	峡田小学校		
	3 ~ 10	ひぐらし小学校		
	11 ~ 18	峡田小学校		
	19 ~ 33	ひぐらし小学校		
5	34	第六日暮里小学校	諏訪台中学校	
	35 ~ 37	峡田小学校		
	38 ~ 45	第六日暮里小学校		
	46	ひぐらし小学校		
	47 ~ 62	第六日暮里小学校		
6	1 ~ 54	ひぐらし小学校	諏訪台中学校	
	55 ~ 58	第一日暮里小学校		
6	1 ~ 12	第六日暮里小学校	諏訪台中学校	
	13 ~ 25	第一日暮里小学校		
	26 ~ 28	第六日暮里小学校		
	29 ~ 38	第一日暮里小学校		
	1 ~ 2	峡田小学校		
7	3 ~ 68	第六日暮里小学校	諏訪台中学校	
	69	第一日暮里小学校		

入学までの流れ

9月下旬

入学関係書類を送付

来年度新1年生となるお子様がいらっしゃる家庭に郵送します。区立小通学の方は学校経由で配付します。

14~15ページ参照

区立中学校の中から入学希望校を1校選択してください
選択可能校、受入可能人数は14~15ページをご確認ください。
学校選択に必要な情報は、この冊子や各校HP、学校公開を参考にしてください。

各校で公開週間等を実施します(92ページ参照)

10月下旬

16ページ参照

【 全員 要提出 】 「希望校申込書」を提出してください

提出期限：郵送……………10月27日(金) 消印有効

窓口・電子……………10月31日(火) 午後5時15分まで

- 希望校申込書に入学希望校名を1校記入し、期限までに教育委員会事務局学務課へ提出してください。
- 私立等の学校を受験する場合、通学区域の学校に入学を希望する場合、区外へ転出する予定の場合も、必ず提出してください。

11月8日(水)

17ページ参照

希望校申込書の集計結果発表(区ホームページ・学務課窓口)

11月9日(木)~11月17日(金)

17ページ参照

希望校申込の変更受付(窓口のみ)

※土曜・日曜を除く午前8時30分~午後5時15分

通学区域外の学校を選択した場合

通学区域の学校を選択した場合

11月22日(水)

17ページ参照

変更後集計結果発表(区ホームページ・学務課窓口)

※学校ごとの抽選の有無も発表します。

希望校が抽選となった場合

希望校が抽選とならなかった場合

希望校に入学となります

1月に入学通知書を郵送します。

決定

公開抽選により入学者を決定するため、対象者に抽選通知を郵送します

通学区域外からの希望者が対象です。

(4月1日以前に通学区域から通学区域外へ転居する予定の方は、お申し出ください。抽選に参加する必要があります。)

次ページへ

前ページより

12月6日(水)・7日(木) (予定)

18ページ参照

公開抽選の実施……当選者を決定し、当選しなかった方の補欠順位を決定します。
 抽選は教育委員会事務局が公開のもと行います。
 来場は自由で、本人や保護者の出席は不要です。
 抽選結果は対象者全員に後日郵送するほか、荒川区ホームページに掲載し、教育委員会事務局学務課（荒川区役所3階③番窓口）に掲示します。

抽選に当選しなかった場合
 抽選で決まった補欠順位を郵送にて通知します。

抽選に当選した場合
 希望校に入学となります。
 結果を郵送します。1月に入学通知書を郵送します。

1月中旬

暫定的に通学区域の学校を指定し、入学通知書を郵送します。

決定

2月1日(木)、15日(木)、3月1日(金)

19ページ参照

繰上げ発表（区ホームページ・学務課窓口）
 入学辞退者が出た場合、補欠登録順に繰上げ当選とします。
 ※補欠登録者には都度通知を郵送します。

20, 93ページ参照

補欠登録を辞退するか、最終繰上げにも繰上げ当選にならなかった方
 通学区域の学校に入学となります

決定

繰上げ当選した方
 希望校に入学となります（新しい入学通知書を郵送します。）

決定

【要出席】新入生保護者会
 2月頃に各校で入学準備の保護者説明会があります。

荒川区立中学校以外の学校への入学が確実にになったら、手続きが必要です。

- ・国・都・私立学校等に入学する場合は「国・都・私立学校等就学届」を提出
- ・国外で、現地の学校に入学する場合は「海外現地校等就学届」を提出

提出期限: 2月22日(木)必着

※入学者人数、抽選校の繰上人数に影響があるため、期限に遅れる場合も必ず提出してください。
 ※このほか、他自治体の学校への入学や、他自治体への引っ越し等により荒川区立中学校に入学しなくなった場合も、なるべく早めに学務課にご連絡ください。

22ページ参照

4月上旬

入学式

詳細については、入学通知書及び保護者会でお知らせします。

学校選択制度

荒川区の学校選択制度の概要

荒川区では『学校選択制度』により区内全域の区立中学校を選択できます。通学区域の学校を希望した場合は必ず入学できますが、通学区域外の学校を希望した場合は、希望者の状況によっては抽選となり入学できないことがあります。通学区域の学校については11ページの「通学区域一覧表」をご確認ください。

- ・通学区域内、区域外を問わず、学校行事等に積極的に協力する意識を持って学校を選んでください。
- ・区立学校には、教員の人事異動があります。人事異動等により部活動の内容変更や、部活動の継続が困難になることがあります。部活動のみを選択理由とする場合は、ご本人を含めご家族でよく相談の上、学校を選んでください。

学校選択制度の対象者

令和5年10月末日現在、荒川区内に住所がある方、または区外にお住まいで荒川区立小学校に通学している方で、令和6年3月に小学校を卒業する予定の方が対象です。

令和5年11月以降に荒川区内で転居、または荒川区外に転出される方は、21ページを参照してください。

荒川区外から荒川区に転入される方は、教育委員会事務局学務課へ連絡してください。

選択可能校

荒川区立中学校を対象に、入学を希望する学校を選択することができます。

※ 第三中学校の選択制限

汐入地区は住宅開発により通学区域の生徒が多いため、第三中学校は通学区域に居住している方と、通学区域への転居が確実な方、特別支援学級の生徒のみを受け入れ、通学区域外にお住まいの方は選択できません。

第三中学校の通学区域は下表のとおりです。なお、第三中学校の通学区域にお住まいの方が、第三中学校以外の学校を選択することはできます。

学校名	通学区域
第三中学校	南千住3丁目13番～41番 南千住4丁目9番 南千住8丁目1番～18番

就学相談中の方は、通学区域外にお住まいでも、特別支援学級に限り第三中学校を希望することが可能です。ただし、通常級へ入学する可能性がある場合には、希望校申込書には通常級で選択可能な学校を書いて提出してください。また、ご希望については就学相談の際にも必ず相談員にお伝えください。

受入可能生徒数

各校の受入可能生徒数は、施設の状況等を踏まえ、**下表**のとおりとします。

学校名	受入可能生徒数
第四中学校、第五中学校、第七中学校、第九中学校	各 99 人
第一中学校、原中学校	各 133 人
尾久八幡中学校、諏訪台中学校	各 166 人
南千住第二中学校	199 人
第三中学校	原則として通学区域の生徒のみ

学校選択のための情報提供

各学校を比較・検討できるよう、次のような情報提供を行っています。

・学校案内（本冊子）の配付

当冊子は対象者全員に配付しています。各学校の紹介は30ページ以降をご覧ください。
荒川区ホームページには本冊子のカラー版データを掲載します。



・各学校のホームページに情報を掲載

各学校でホームページを作成し、学校の様子など、情報提供をしています。

10ページの区立中学校一覧にホームページのアドレスを掲載しています。また、荒川区ホームページの区立小・中学校ホームページ一覧からもご覧になれます。



・学校公開日・学校公開週間等

詳細は92ページをご覧ください。

自転車通学の廃止

区内の交通事情の変化や生徒の通学の安全を考慮し、平成26年度以降に区立中学校に入学される方から、自転車通学を廃止しています。保護者による自動車での送迎も禁止です。通学には、徒歩または公共交通機関を利用してください。

学校選択における兄弟在学・卒業者の優先はありません

荒川区の学校選択においては、兄弟の在学や卒業を理由とした優先的取扱いによる入学決定はありません。弟妹の入学時に、通学区域外からの希望により抽選となった場合は、兄弟姉妹で別々の学校となる可能性もあることをご理解のうえでご選択願います。

希望校申込書の提出の流れ

希望校申込書の提出

必ず全員提出してください。

入学希望校を希望校申込書に記入し、ご提出ください。
希望校申込書は、区が入学予定者の意向を確認するための重要な書類です。
転出予定、国・都・私立中学校受験予定、他区立中学校入学予定等で、
荒川区立中学校に入学を希望しない場合も、その旨を記載して、必ず提出してください。

○提出前に、書いた内容を控えておいてください○

提出内容の確認には応じられませんので、提出する前に、
念のため内容を控えておくことをお勧めします。




提出方法	提出方法詳細	期限
郵送	希望校申込書と一緒に配付している返信用封筒をご利用ください。	10月27日(金) の消印有効
持参	場所： 学務課(荒川区役所3階③番窓口) 時間： 午前8時30分～午後5時15分 (土曜・日曜・祝日を除く)	10月31日(火) まで
電子申請	お手元に希望校申込書をご用意の上、荒川区公式ホームページの「電子申請・電子納付サービス→電子申請とは」から申し込んでください。	

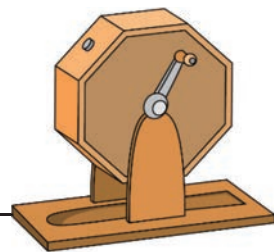
※必ず期限内にご提出ください。期限を過ぎたものは受け付けません。

希望校申込書の集計結果の発表と変更受付

希望校申込書の集計結果の発表は、下表のとおり変更受付期間を挟んで2度行います。

時期	11月8日(水) 午後	11月9日(木)～17日(金) ※土曜・日曜を除く 午前8:30～午後5:15	11月22日(水) 午後
	集計結果発表 (1回目)	希望校変更受付	変更受付後の集計 結果発表(最終)
実施 内容	希望校申込の集計状況を発表します。	一度希望校申込書で提出した希望校を、 <u>窓口でのみ・1回に限り</u> 変更できます。 希望校申込書を期限までに提出できなかった方は、この期間内に変更してください。 <u>変更後の取消はできません。</u>	変更受付後の集計結果と、抽選実施の有無を発表します。抽選実施とならなかった場合は、希望者全員の入学が決定します。
方法	学務課窓口及び区ホームページにて公開 発表後にアクセスすると確認できます 	学務課窓口(荒川区役所本庁舎3階③番)に <u>児童の氏名等を確認できるもの(医療証等)</u> と変更を申し込む <u>保護者の本人確認書類(免許証等)</u> をお持ちください。 ※郵送や電子申請は不可 <u>この期間を過ぎると希望校を変更できません。</u>	学務課窓口及び区ホームページにて公開(1回目と同じ)

公開抽選



公開抽選の実施

11月22日(水)の希望校申込書の集計結果において、希望者が受入可能生徒数を超え、すべての希望者を受け入れられないと判断した場合等は、公開抽選を行います。

対象者 通学区域外からの希望者(通学区域に住民票を異動しても、居住の実態がない場合には、抽選の対象となります)

***申込時に通学区域に居住していても、入学日である令和6年4月1日より前に通学区域外へ転居することがわかっている場合は、事前に教育委員会事務局学務課へ申し出た上で、公開抽選に参加してください。**

抽選日 12月6日(水)・7日(木)(予定)

場所 荒川区役所(詳細は別途対象者に通知します。)

抽選方法 対象者に抽選用番号を付番し、事前に個別に通知します。

公開抽選により、抽選器から出た番号の順に上位から当選又は、補欠の番号を決定します。

*双子等の場合は抽選結果が同じになるよう1組として取り扱います。

*区外居住者で荒川区立小学校に在学している方は、区内在住者の最終順位以降からの順番を決める抽選となります。

抽選を行う場合は、対象者に抽選の実施と抽選用番号を11月下旬に通知するとともに、荒川区ホームページ(<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/>)に掲載します。**抽選は教育委員会事務局が公開のもと行いますので、本人や保護者の出席は必要ありません。ただし、来場は自由です。**

抽選結果について

抽選結果は対象者に後日郵送するほか、荒川区ホームページへ掲載及び教育委員会事務局学務課(荒川区役所3階③番窓口)に掲示します。

※ホームページで結果を確認するためには、11月下旬に郵送で通知する抽選番号が必要です。

※電話による個別の問合せには応じられません。



発表後にアクセス
すると確認できます

公開抽選において兄弟在学者の優先はありません

公開抽選において、兄弟の在学を理由とする優先的取扱いは、平成17年度入学者から廃止しました。そのため、**荒川区の学校選択においては、弟妹の入学時に、通学区域外からの希望により抽選となった場合は、兄弟が通学されていても優先されませんのでご了承ください。**

公開抽選で当選した場合

当選した場合、抽選結果を対象者へ個別に通知します。当選を辞退する場合は、通知に同封する辞退申出書により、当選を辞退することができます。

当選者の入学通知書については、令和6年1月中旬に、教育委員会が希望校を指定して送付します。

公開抽選で当選しなかった場合

当選しなかった場合、抽選結果とともに対象者へ補欠登録について個別に通知します。補欠登録を辞退する場合は、通知に同封する辞退申出書により、補欠登録を辞退することができます。

補欠登録者の入学通知書については、令和6年1月中旬に、教育委員会が暫定的に通学区域の学校を指定して送付します。その後、繰上げ等により通学区域外の学校への入学が決まった場合には、改めて送付します。

補欠登録者の繰上げ当選について

補欠登録者は、入学辞退者が出た場合、補欠登録順に繰上げ当選とします。

繰上げは、令和6年2月1日（木）、2月15日（木）、3月1日（金）の3回行い、結果は個別に通知します。

2月1日（1回目）及び2月15日（2回目）に繰り上がらなかった場合は、引き続き補欠登録となります。**3月1日（最終繰上げ）までに繰り上がらなかった場合は、通学区域の学校が入学校となります。**

なお、最終繰上げ後に、抽選実施校において入学辞退等が生じた場合であっても、繰上げは行いません。

※入学辞退等の有無や途中状況についての問合せには応じられません。

過去3年間の抽選状況（参考）

直近過去3年度分の抽選の実施状況は次のとおりです。

入学年度 学校名	令和5年	令和4年	令和3年	
	第四	尾久八幡	第四	尾久八幡
抽選対象者数 (通学区域外希望者数)	81人	97人	72人	67人
公開抽選の当選者数	28人	0人	28人	14人
補欠者数	53人	97人	44人	53人
繰上げ当選者数	32人	21人	26人	28人
辞退者数	17人	42人	18人	25人
最終的に当選と ならなかった人数	4人	34人	0人	0人

入学校の決定から入学まで

入学校の決定

11月22日（水）の希望校申込書の集計結果において、希望校への入学希望者が受入可能生徒数の範囲内であったときは、希望校を入学校とします。

ただし、希望校への入学希望者が受入可能生徒数を超えたときは、次のとおりです。

- ・希望校の通学区域に居住している方は、希望校を入学校とします。
- ・希望校の通学区域外に居住している方は、公開抽選により入学者を決定します。

*過去の入学状況等を勘案し、すべての入学希望者を受け入れることが可能と教育委員会が判断した場合は、抽選を行わない場合があります。

公開抽選の詳細については18ページをご覧ください。

入学通知書

重要

令和6年1月中旬に、教育委員会が入学校を指定する「入学通知書」を送付します。入学通知書は、**入学式の当日に入学校へお持ちいただくものです。**また、他区市町村立中学校へ入学する場合にも、荒川区発行の入学通知書が必要になることがあります。**大切に保管してください。**

入学通知書は、入学日の4月1日を想定して入学する学校を通知するものです。入学日より前に転居等の異動があった場合は、無効になることがありますので注意してください。

新1年生保護者会

新入学生の保護者を対象にした入学準備の説明会です（日程等は93ページ参照、区ホームページにも掲載しています）。

公開抽選後に補欠登録となった方も、希望校の保護者会に出席することができます。事前に希望校へ連絡の上、出席してください。併せて、通学区域の学校の保護者会にも出席されることをお勧めします。

入学式

入学式の日付は、1月にお送りする入学通知書に記載予定です。

当日は、入学通知書をお持ちください。その他の持ち物や集合時刻等については、各校ごとに異なります。新1年生保護者会でご案内いたしますが、不参加だった方は、入学する学校へお問い合わせください。

令和5年11月以降に住居の異動が見込まれるとき

荒川区内で転居、または荒川区外へ転出する場合は手続きが必要になることがあります。詳細は教育委員会事務局学務課へ問い合わせてください。

電話：03-3802-3111（代表）内線：3333 ※代表番号にお掛けいただき、内線番号をお伝えください。

・荒川区内で通学区域の学校が変わる転居をする場合

(1) 入学日（4月1日）以前に転居する場合

① 希望校が抽選をした場合

入学時に通学区域に居住していることを条件に抽選をせず入学を決定しています。そのため、入学前に転居すると希望通り入学することができない場合があります。転居予定の場合は、抽選前（～12月5日）までに必ず学務課へ申し出たうえで、抽選に参加してください（28ページQ14参照）。

※住民票のみ希望校の通学区域へ異動しても、入学校は変更できません。通学区域が変わる転居をされた場合には、生活の実態を伴っているかの確認のため、教育委員会や学校の職員が居住確認を行うことがあります（26ページQ1参照）。

② 希望校が抽選をしていない場合

希望通り入学できます。

(2) 入学日の翌日（4月2日）以降に転居する場合

荒川区内で転居予定の方は、転居する日等により手続きが異なりますので、学務課へ連絡してください。

・荒川区外へ転出する場合

(1) 入学日（4月1日）以前に転出する場合

・ **荒川区で発行した入学通知書は無効になります。**

・ 区で定める承認基準に該当する方については、区域外就学の手続きにより荒川区立中学校に入学できる場合があります（区域外就学手続きについては23ページ参照）。ただし、抽選実施校や学校選択制限校へは入学できません。

(2) 入学日の翌日（4月2日）以降に転出する場合

・ **原則として学校を転校していただくこととなります。**

・ 最終学年の方は、入学した学校に継続して通学できます。

・ 抽選を実施していない学校に入学した方は、継続して通学できる場合があります。

国・都・私立中学校等に入学する場合

必ず届出が必要です。

国・都・私立中学校等（千代田区立九段中等教育学校含む）に入学する場合は、「国・都・私立学校等就学届」（24ページ参照）により、教育委員会事務局学務課へ郵送または持参で**必ず届け出てください**。特に抽選実施校においては、この届出が繰上げ人数に大きく影響を与えますので、**令和6年2月22日（木）までに必ず届け出てください**。また、2月22日以降に入学が決定した場合も、速やかに届け出てください。

海外現地校に入学する場合は、「海外現地校等就学届」（25ページ参照）により、届け出てください。

各種手続きのご案内

教育委員会は、住民登録のあるすべての学齢児童について入学校を決定し、学級編制を行います。

日本国籍の方の場合、教育委員会への正式な届け出がなされるまでは荒川区立中学校の入学予定者として手続きを進めますので、下記の異動となった場合または異動が見込まれる場合には、各手続き方法により速やかに届け出てください。

異動内容	手続き方法
国・都・私立中学校へ入学する場合	「国・都・私立学校等就学届（24 ページ参照）」に記入の上、 入学承諾書または入学許可証（合格通知は不可） を添付し、令和6年2月22日（木）までに郵送または持参により下記へ届け出てください（やむを得ず期限を超過する場合はご連絡ください）。
海外の現地校へ入学する場合	「海外現地校等就学届（25 ページ参照）」を、郵送または持参により下記へ提出してください。
他自治体の中学校へ区域外就学したい場合	区域外就学を希望する学校がある自治体の教育委員会へ問い合わせてください。受付期間が決まっていることもありますのでお早めにご相談ください。
荒川区外へ転出する場合	転出する（予定を含む）旨を下記へ申し出てください。区外へ転出すると、荒川区立中学校への入学は無効となります。転出の手続きが完了するまでは、荒川区からのお知らせが届きますがご了承ください。 転出先の中学校入学手続きについては、転出先区市町村の教育委員会へ問い合わせてください。
区内転居のため、入学校を変更したい場合	入学通知書発行後から入学日までは、下記へ指定校変更を申し立ててください。（23 ページ参照） ただし、抽選実施校や学校選択制限校への変更は、その学校の通学区域に居住している場合のみ認められます。 入学日の翌日以降に転居予定の方は、下記へ連絡してください。
氏名が変わった場合	入学通知書を発行済の場合、ご希望に応じて新しい氏名で発行しますので、下記へ連絡してください。
事情により、通称名の使用を希望する場合	ご事情により通称名での通知の送付を希望する方は、下記へご連絡いただくことにより、対応可能な場合があります。 学校で使用する名前については、直接学校にご相談ください。

手続き・問合せ 荒川区教育委員会事務局学務課学事第一係（〒116-8501 荒川区荒川 2-2-3）
☎03-3802-3111（内線 3333） 荒川区役所 3階③番窓口

他区市町村からの区域外就学

荒川区民でない方でも、区で定める承認基準に該当する方については、区域外就学の手続きにより荒川区立中学校に入学できる場合があります。詳細は学務課へご連絡ください。

- 申請期間 令和6年1月9日（火）～12日（金）
申請場所 教育委員会事務局学務課（荒川区役所3階③番窓口）
必要なもの ① お住まいの区市町村教育委員会から発行された入学通知書
② 世帯全員の住民票（原本）1通
③ 区域外就学承認基準に該当することを証するもの（事由による）

- * 抽選実施校や学校選択制限校への区域外就学はできません。
- * 申請期間内であっても、施設の受入状況等により、申請を受け付けできない場合があります。
- * 上記③は、お問い合わせいただいた際にご説明いたします。

区域外就学の手続きには、概ね1ヵ月程度かかります。申請を受理した後、お住まいの区市町村教育委員会との協議や、入学する中学校での面談が必要になることがあります。この場合、新たな入学通知書の発行には時間がかかりますのでご了承ください。

申請後は、希望校の保護者会に出席することができます。事前に学校へ連絡の上、出席してください（保護者会の日程は93ページ参照）。

指定校変更申立について

荒川区内で転居した場合や、やむを得ない事情等で、入学校の変更を希望される場合は、指定校変更の申立てが必要です。詳細は学務課へご連絡ください。

ただし、抽選実施校や学校選択制限校への変更は、その学校の通学区域に居住している場合にのみ認められます。

- 申請期間 入学通知書を受け取り後、速やかに申請してください
申請場所 教育委員会事務局学務課（荒川区役所3階③番窓口）
必要なもの ① 入学通知書
② 児童本人の名前・住所・生年月日が分かる書類（医療証等）
③ 申立者の本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）
④ 指定校変更の基準に該当することを証するもの（事由による）

- * 上記④は、お問い合わせいただいた際にご説明いたします。

指定校変更の手続き完了後に、新たな入学通知書を発行します。教育委員会事務局学務課が申請を受理した後、入学する中学校での面談等が必要になることがあり、発行には時間がかかることもありますのでご了承ください。

申請後は、希望校の保護者会に出席することができます。事前に学校へ連絡の上、出席してください（保護者会の日程は93ページ参照）。

手続き・問合せ

荒川区教育委員会事務局学務課学事第一係（〒116-8501 荒川区荒川 2-2-3）
☎03-3802-3111（内線 3333） 荒川区役所3階③番窓口

*国・都・私立学校に就学するときは、このページを切り取るか、または荒川区ホームページからダウンロードして、添付書類とともに**必ず、速やかに**提出してください。

*この就学届の受付後は、荒川区立の学校には入学されないものとして取り扱います。また、学校選択に伴う抽選に参加している場合は、当選又は補欠登録を辞退されたものとみなします。抽選の繰上げに影響するため、可能な限り**2月22日(木)までに**提出してください。

【添付書類⇒入学承諾書（または許可書）の教育委員会あて原本。合格通知ではありません】

持参の場合の申請窓口：教育委員会事務局学務課（荒川区役所3階③番窓口）

切手不要の宛名用紙は29ページにあります。コピーしてご使用ください。

（切手不要の宛名用紙を使用する場合、大きい封筒ではなく定形封筒に折って入れてください。）

ダウンロード
はこちら↓



国・都・私立学校等就学届

切り取り線

		新1年生用
フリガナ		保護者との関係
児童・生徒氏名		子・孫 他()
生年月日	年 月 日	
住 所	荒川区 (荒川・南千住・町屋 東尾久・西尾久 東日暮里・西日暮里)	丁目 番 号 方
入学学校名	国 立 都 立 私 立	中 学校
指定された 区立学校名		中 学校

別紙、入学承諾書(許可書)を添えて届けます。

荒川区立の学校には入学を希望しません(抽選による当選及び補欠登録を辞退します)。

年 月 日

保護者氏名

電話番号 ()

荒川区教育委員会 殿

切り取り線

教育委員会処理欄	学区域: 中学校

*海外現地校等に就学するときは、このページを切り取りまたはコピーするか、区ホームページからダウンロードして、必ず提出してください。（郵送または持参）
 入学を証明する（確認できる）書類がある場合は、添付してください。
 *この就学届の受付後は、荒川区立の学校には入学されないものとして取り扱います。また、学校選択に伴う抽選に参加している場合は、当選又は補欠登録を辞退されたものとみなします。
 （区内に帰国された後に、通学区域の区立学校へ編入学することは可能です。）
 抽選の繰上げに影響するため、可能な限り2月22日（木）までに提出してください。
 持参の場合の申請窓口：教育委員会事務局学務課（荒川区役所3階③番窓口）
 郵送の場合：切手不要の宛名用紙が29ページにあります。コピーしてご使用ください。
 （切手不要の宛名用紙を使用する場合、大きい封筒ではなく定形封筒に折って入れてください。）

ダウンロード
 はこちら↓



海外現地校等就学届

		新1年生用
フリガナ		保護者との関係
児童・生徒氏名		子・孫 他()
生年月日	年 月 日	
住民登録地	荒川区 (荒川・南千住・町屋 東尾久・西尾久 東日暮里・西日暮里)	丁目 番 号 方
入学学校名		中 学校
(受験などで未定 の場合は、国名・ 地域などわかる 部分を記入)	所在地:	国名:
上記のとおり届けます。 荒川区立の学校には入学を希望しません(抽選による当選及び補欠登録を辞退します)。 年 月 日 保護者氏名 電話番号 () 荒川区教育委員会 殿		

教育委員会処理欄	学区区域: 中学校

新入学に関するQ & A

学校選択制度について

Q1 通学区域の学校には必ず入学できるようですが、希望する学校の通学区域に住民票のみを異動すれば入学できますか？

A1 できません。通学区域となる住所地の基準は「生活の実態」がある場所です。教育委員会では、訪問調査などを行い、生活の実態がない場合には入学は認められません。※調査の方法や個別の事例に関するお問合せには、調査の性質上お答えできません。

Q2 第二希望を選ぶことはできますか？

A2 できません。そのため、申し込んだ希望校が抽選実施校となり、当選しなかった場合には通学区域の学校が指定されます。

Q3 希望校（希望校申込書に記入した学校）を変更することはできますか？

A3 1回のみ変更することができます。17ページをご覧ください。

Q4 希望校申込書・入学通知書を紛失してしまいました。どうしたらよいですか？

A4 教育委員会事務局学務課へ連絡してください。再交付します。

Q5 提出した希望校申込書の内容を教えてもらうことはできますか？

A5 できません。そのため、提出前に申込みの内容を控えておくことをお勧めします。

Q6 入学通知書が発送された後、入学校を変更することはできますか？

A6 指定校変更の事由に当てはまると認められる場合は、受け入れに余裕がある学校に限り、入学校を変更することが可能です。23ページをご覧ください。

Q7 希望校申込書の集計結果を見たところ、希望校は、通学区域内の希望者だけで受入可能生徒数を超えています。どうなりますか？

A7 通学区域にお住まいの方は、必ず入学できます。通学区域外から希望している方については、補欠の順番を決める抽選を実施します。ただし、希望者が受入可能生徒数を超えていても、入学傾向から全員を受入可能と判断した場合には抽選を実施しません。抽選を実施しなかった場合は、通学区域外の方も含め希望者が全員入学できます。

抽選を実施した場合は、通学区域内の方だけで学級数が増えると見込まれる場合でも、受入可能生徒数は変わりません。受験等で通学区域内の方が辞退して受入可能生徒数を下回った場合にのみ、補欠者が繰上げ当選で入学できます。

Q8 希望校申込書を提出しませんでした。荒川区立中学校に入学できませんか？

A8 区内にお住まいの日本国籍の方については、希望校申込書の提出が無い場合でも、通学区域の学校を指定して入学通知書を発行します。日本国籍でない方については、義務教育の学校への就学は任意ですので、申込みが必要です。教育委員会事務局学務課にご連絡ください。

Q14 荒川区内で入学前に転居する予定があります。現在の通学区域の学校を希望していますが、この学校が抽選になった場合、通学区域外へ転居すると影響がありますか？

A14 通学区域外へ転居する場合は、抽選に参加して当選しない限り、抽選実施校には入学できません。入学時に通学区域に居住していることを前提に、抽選対象外として入学決定するため、通学区域外へ転居すると決定理由が無くなりますので、注意してください。抽選前に転居することがわかっている場合は、必ず事前に教育委員会事務局学務課に申し出た上で、抽選に参加してください。

Q15 現在荒川区外に住んでいて、荒川区へ転入予定です。転入先から選べる学校を希望して抽選に参加することはできますか？

A15 転入予定の状態では抽選に参加することはできません。参加するためには、抽選の前日までに転入して申し込む必要があります。事前に教育委員会事務局学務課にご連絡ください。

Q16 荒川区から転出することになりましたが、子どもは荒川区の中学校に入学したいと言っています。入学できますか？

A16 荒川区から転出した場合は、原則として、荒川区立中学校には入学できません。ただし、通学の安全や申出の理由を考慮して、妥当であると認められる場合は、受け入れに余裕のある学校に限り、区域外就学の手続きをすることで入学できます。時期によりお手続きの内容が異なりますので、まずはお早めに教育委員会事務局学務課へご連絡ください。

入学以降の転出

Q17-1 抽選があった学校に入学しました。入学後、荒川区外へ転出することになった場合影響がありますか？

Q17-2 選択制限校の第三中学校に入学しました。入学後、荒川区外へ転出することになった場合影響がありますか？

A17 抽選があった学校や選択制限校へ入学後に荒川区外へ転出された場合は、原則として転校となります（区域外就学はできません）。

学校生活について

Q18 希望する学校と自宅の距離が離れているのですが、自転車通学はできますか？

A18 区内の交通事情の変化や生徒の通学の安全を考慮し、平成 26 年度以降に区立中学校に入学される方から、中学校の自転車通学を廃止しています。通学には、徒歩または公共交通機関を利用してください。

なお、保護者による自動車を使用した送迎も禁止です。

Q14 荒川区内で入学前に転居する予定があります。現在の通学区域の学校を希望していますが、この学校が抽選になった場合、通学区域外へ転居すると影響がありますか？

A14 通学区域外へ転居する場合は、抽選に参加して当選しない限り、抽選実施校には入学できません。入学時に通学区域に居住していることを前提に、抽選対象外として入学決定するため、通学区域外へ転居すると決定理由が無くなりますので、注意してください。抽選前に転居することがわかっている場合は、必ず事前に教育委員会事務局学務課に申し出た上で、抽選に参加してください。

Q15 現在荒川区外に住んでいて、荒川区へ転入予定です。転入先から選べる学校を希望して抽選に参加することはできますか？

A15 転入予定の状態では抽選に参加することはできません。参加するためには、抽選の前日までに転入して申し込む必要があります。事前に教育委員会事務局学務課にご連絡ください。

Q16 荒川区から転出することになりましたが、子どもは荒川区の中学校に入学したいと言っています。入学できますか？

A16 荒川区から転出した場合は、原則として、荒川区立中学校には入学できません。ただし、通学の安全や申出の理由を考慮して、妥当であると認められる場合は、受け入れに余裕のある学校に限り、区域外就学の手続きをすることで入学できます。時期によりお手続きの内容が異なりますので、まずはお早めに教育委員会事務局学務課へご連絡ください。

入学以降の転出

Q17-1 抽選があった学校に入学しました。入学後、荒川区外へ転出することになった場合影響がありますか？

Q17-2 選択制限校の第三中学校に入学しました。入学後、荒川区外へ転出することになった場合影響がありますか？

A17 抽選があった学校や選択制限校へ入学後に荒川区外へ転出された場合は、原則として転校となります（区域外就学はできません）。

学校生活について

Q18 希望する学校と自宅の距離が離れているのですが、自転車通学はできますか？

A18 区内の交通事情の変化や生徒の通学の安全を考慮し、平成 26 年度以降に区立中学校に入学される方から、中学校の自転車通学を廃止しています。通学には、徒歩または公共交通機関を利用してください。

なお、保護者による自動車を使用した送迎も禁止です。

学務課宛の郵送について

希望校申込書の郵送は専用封筒をご利用ください

希望校申込書については、郵送提出用の専用返信用封筒（切手不要）を希望校申込書と併せて配布済ですので、そちらをご利用ください。

その他の手続きには以下の宛名用紙をご利用ください

事情により、宛名用紙はホームページには掲載できません。ご了承ください。